

新

別添1 有害物質等の分析 分析項目等一覧表

分析項目	試料採取地点	流入下水		放流水	
		対象	頻度	対象	頻度
カドミウム		○	年2回	○	月2回
シアン		○	年2回	○	月2回
有機りん		○	年2回	○	月2回
鉛		○	月2回	○	月2回
六価クロム		○	年2回	○	月2回
ひ素		○	年2回	○	月2回
総水銀		○	年2回	○	月2回
アルキル水銀		○	年2回	○	月2回
PCB		○	年2回	○	月2回
トリクロロエチレン		○	年2回	○	月2回
テトラクロロエチレン		○	年2回	○	月2回
ジクロロメタン		○	月2回	○	月2回
四塩化炭素		○	年2回	○	月2回
1,2-ジクロロエタン		○	年2回	○	月2回
1,1-ジクロロエチレン		○	年2回	○	月2回
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	年2回	○	月2回
1,1,1-トリクロロエタン		○	年2回	○	月2回
1,1,2-トリクロロエタン		○	年2回	○	月2回
1,3-ジクロロプロペン		○	年2回	○	月2回
チウラム		○	年2回	○	月2回
シマジン		○	年2回	○	月2回
チオベンカルブ		○	年2回	○	月2回
ベンゼン		○	年2回	○	月2回
セレン		○	年2回	○	月2回
ほう素		○	月2回	○	月2回
ふっ素		○	月2回	○	月2回
1,4-ジオキサン		○	月2回	○	月2回
pH				○	月2回
BOD				○	月2回
COD				○	月2回
SS				○	月2回
大腸菌群数				○	月2回
全窒素				○	月2回
全りん				○	月2回
ヘキサン抽出物質*	○		月2回	○	月2回
フェノール類	○		月2回	○	月2回
銅	○		月2回	○	月2回
亜鉛	○		月2回	○	月2回
溶解性鉄	○		月2回	○	月2回
溶解性マンガン	○		月2回	○	月2回
全クロム	○		年2回	○	月2回
ニッケル	○		年2回	○	月2回
ダイオキシン類	○		年2回	○	年2回

注：流入下水の測定頻度が年2回の分析項目について、検出された場合は協議の上、それ以降は下水道法施行令第12条を参考に適切な測定頻度とする。

*：ヘキサン抽出物質については、鉍物油類と動植物油類に分けて結果を表示すること。

旧

別添1 有害物質等の分析 分析項目等一覧表

分析項目	試料採取地点	流入下水		放流水	
		対象	頻度	対象	頻度
カドミウム		○	年2回	○	月2回
シアン		○	年2回	○	月2回
有機りん		○	年2回	○	月2回
鉛		○	月2回	○	月2回
六価クロム		○	年2回	○	月2回
ひ素		○	年2回	○	月2回
総水銀		○	年2回	○	月2回
アルキル水銀		○	年2回	○	月2回
PCB		○	年2回	○	月2回
トリクロロエチレン		○	年2回	○	月2回
テトラクロロエチレン		○	年2回	○	月2回
ジクロロメタン		○	月2回	○	月2回
四塩化炭素		○	年2回	○	月2回
1,2-ジクロロエタン		○	年2回	○	月2回
1,1-ジクロロエチレン		○	年2回	○	月2回
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	年2回	○	月2回
1,1,1-トリクロロエタン		○	年2回	○	月2回
1,1,2-トリクロロエタン		○	年2回	○	月2回
1,3-ジクロロプロペン		○	年2回	○	月2回
チウラム		○	年2回	○	月2回
シマジン		○	年2回	○	月2回
チオベンカルブ		○	年2回	○	月2回
ベンゼン		○	年2回	○	月2回
セレン		○	月2回	○	月2回
ほう素		○	月2回	○	月2回
ふっ素		○	月2回	○	月2回
1,4-ジオキサン		○	年4回	○	月2回
pH				○	月2回
BOD				○	月2回
COD				○	月2回
SS				○	月2回
大腸菌群数				○	月2回
全窒素				○	月2回
全りん				○	月2回
ヘキサン抽出物質*	○		月2回	○	月2回
フェノール類	○		年2回	○	月2回
銅	○		年2回	○	月2回
亜鉛	○		年2回	○	月2回
溶解性鉄	○		年2回	○	月2回
溶解性マンガン	○		年2回	○	月2回
全クロム	○		年2回	○	月2回
ニッケル	○		年2回	○	月2回

注：流入下水の測定頻度が年2回の分析項目について、検出された場合は協議の上、それ以降は下水道法施行令第12条を参考に適切な測定頻度とする。

*：ヘキサン抽出物質については、鉍物油類と動植物油類に分けて結果を表示すること。

赤字 -- 修正箇所

新		旧	
別添2 有害物質等の分析 分析方法一覧表		別添2 有害物質等の分析 分析方法一覧表	
分析項目	分析方法	分析項目	分析方法
カドミウム	JIS K0102.55(ただし、55.1はJIS K0102.55の備考1に定める操作を行う。)	カドミウム	JIS K0102.55(ただし、55.1はJIS K0102.55の備考1に定める操作を行う。)
シアン	JIS K0102.38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は告示59号付表1	シアン	JIS K0102.38.1.2及び38.2若しくは38.1.2及び38.3 又は38.1.2及び38.5
有機りん	告示第64号付表1	有機りん	告示第64号付表1
鉛	JIS K0102.54(ただし、54.1はJIS K0102.54の備考1に定める操作を、54.3はJIS K0102.52の備考9に定める操作を行うものとする。)	鉛	JIS K0102.54(ただし、54.1はJIS K0102.54の備考1に定める操作を、54.3はJIS K0102.52の備考9に定める操作を行うものとする。)
六価クロム	JIS K0102.65.2.1(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものは、JIS K0102.65の備考11のb)の1)から3)まで及び65.1)又は65.2.6(ただし、塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)	六価クロム	JIS K0102.65.2.1(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものは、JIS K0102.65の備考11のb)の1)から3)まで及び65.1)又は65.2.6(ただし、塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)
ひ素	JIS K0102.61	ひ素	JIS K0102.61
総水銀	告示第59号付表2	総水銀	告示第59号付表1
アルキル水銀	告示第59号付表3及び告示第64号付表3	アルキル水銀	告示第59号付表2及び告示第64号付表3
PCB	告示第59号付表4又はJIS K0093	PCB	告示第59号付表3又はJIS K0093
トリクロロエチレン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5	トリクロロエチレン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン		テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	ジクロロメタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
四塩化炭素	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5	四塩化炭素	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	1,2-ジクロロエタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
1,1-ジクロロエチレン		1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
チウラム	告示第59号付表5	チウラム	告示第59号付表4
シマジン	告示第59号付表6第1又は第2	シマジン	告示第59号付表5第1又は第2
チオベンカルブ		チオベンカルブ	
ベンゼン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2	ベンゼン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.2
セレン	JIS K0102.67	セレン	JIS K0102.67
ほう素	JIS K0102.47	ほう素	JIS K0102.47
ふっ素	JIS K0102.34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K1070-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は34.1.1C) (注(2)第3文及び34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示第59号付表7	ふっ素	JIS K0102.34.1、34.2若しくは34.4又は34.1C) (注(6)第3文を除く。)及び告示第59号付表6
1,4-ジオキサン	告示第59号付表8	1,4-ジオキサン	告示第59号付表7
pH	JIS K0102.12.1	pH	JIS K0102.12.1
		BOD	JIS K0102.21
		COD	JIS K0102.17
		SS	告示第59号付表9
		大腸菌群数	厚生省・建設省令第1号又はこれに準じる方法
		全窒素	JIS K0102.45.1、45.2又は45.6
		全りん	JIS K0102.46.3
		ヘキサン抽出物質	告示第64号付表4又は下水2.1.40
		フェノール類	JIS K0102.28.1

赤字－修正箇所

新		旧	
分析項目	分析方 法	分析項目	分析方 法
BOD	JIS K0102 21	銅	JIS K0102. 52. 2、52. 3、52. 4、52. 5
COD	JIS K0102 17	亜鉛	JIS K0102. 53
SS	告示第59号付表9	溶解性鉄	JIS K0102. 57. 2、57. 3又は57. 4
大腸菌群数	厚生省・建設省令第1号又はこれに準じる方法	溶解性マンガン	JIS K0102. 56. 2、56. 3、56. 4又は56. 5
全窒素	JIS K0102. 45. 1、45. 2又は45. 6 (45の備考3を除く。)	全クロム	JIS K0102. 65. 1
全りん	JIS K0102 46. 3 (46の備考9を除く。)	ニッケル	JIS K0102. 59. 2、59. 3又は59. 4
ヘキサン抽出物質	告示第64号付表4又は下水2. 1. 40		
フェノール類	JIS K0102. 28. 1 (28の備考2及び備考3並びに28. 1. 3のただし書以降を除く。)		
銅	JIS K0102. 52. 2、52. 3、52. 4又は52. 5		
亜鉛	JIS K0102. 53		
溶解性鉄	JIS K0102. 57. 2、57. 3又は57. 4		
溶解性マンガン	JIS K0102. 56. 2、56. 3、56. 4又は56. 5		
全クロム	JIS K0102. 65. 1		
ニッケル	JIS K0102. 59. 2、59. 3又は59. 4		
ダイオキシン類	JIS K0312		

注：分析方法の欄において使用した略号は、次のものを示す。

「告示第59号」
昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」

「告示第64号」
昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

「下水」
下水試験方法（2012年版）

「厚生省・建設省令第1号」
昭和37年12月17日「下水の水質の検定方法等に関する省令」

※ 試料の取扱い、前処理等については、JIS等に従うこと。

赤字－修正箇所

新

別添3 有害物質等の分析 数値の取扱い方法

単位：pH（－）、大腸菌群数（個/cm³）、それ以外はmg/L

分析項目	定量下限	有効数字	報告最小位
カドミウム	0.003	2桁	小数点以下3位
シアン	0.05	2桁	小数点以下2位
有機りん	0.01	2桁	小数点以下2位
鉛	0.001	2桁	小数点以下3位
六価クロム	0.04	2桁	小数点以下2位
ひ素	0.001	2桁	小数点以下3位
総水銀	0.0005	2桁	小数点以下4位
アルキル水銀	0.0005	2桁	小数点以下4位
PCB	0.0005	2桁	小数点以下4位
トリクロロエチレン	0.008	2桁	小数点以下3位
テトラクロロエチレン	0.002	2桁	小数点以下3位
ジクロロメタン	0.002	2桁	小数点以下3位
四塩化炭素	0.0002	2桁	小数点以下4位
1,2-ジクロロエタン	0.0004	2桁	小数点以下4位
1,1-ジクロロエチレン	0.002	2桁	小数点以下3位
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	2桁	小数点以下3位
1,1,1-トリクロロエタン	0.03	2桁	小数点以下2位
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	2桁	小数点以下4位
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	2桁	小数点以下4位
チウラム	0.0006	2桁	小数点以下4位
シマジン	0.0003	2桁	小数点以下4位
チオベンカルブ	0.002	2桁	小数点以下3位
ベンゼン	0.001	2桁	小数点以下3位
セレン	0.001	2桁	小数点以下3位
ほう素	0.01	2桁	小数点以下2位
ふっ素	0.1	2桁	小数点以下1位
1,4-ジオキサン	0.005	2桁	小数点以下3位
pH	－	全桁	小数点以下1位
BOD	0.1	3桁	小数点以下1位
COD	0.1	3桁	小数点以下1位
SS	1	3桁	整数
大腸菌群数	0	2桁	整数
全窒素	0.1	3桁	小数点以下1位
全りん	0.01	3桁	小数点以下2位
ヘキサン抽出物質	0.5	2桁	小数点以下1位
フェノール類	0.02	2桁	小数点以下2位
銅	0.02	2桁	小数点以下2位
亜鉛	0.02	2桁	小数点以下2位
溶解性鉄	0.08	2桁	小数点以下2位
溶解性マンガン	0.01	2桁	小数点以下2位
全クロム	0.03	2桁	小数点以下2位
ニッケル	0.05	2桁	小数点以下2位
ダイオキシン類	0.00001	2桁	小数点以下5位

旧

別添3 有害物質等の分析 数値の取扱い方法

単位：pH（－）、大腸菌群数（個/cm³）、それ以外はmg/L

分析項目	定量下限	有効数字	報告最小位
カドミウム	0.003	2桁	小数点以下3位
シアン	0.05	2桁	小数点以下2位
有機りん	0.01	2桁	小数点以下2位
鉛	0.001	2桁	小数点以下3位
六価クロム	0.04	2桁	小数点以下2位
ひ素	0.001	2桁	小数点以下3位
総水銀	0.0005	2桁	小数点以下4位
アルキル水銀	0.0005	2桁	小数点以下4位
PCB	0.0005	2桁	小数点以下4位
トリクロロエチレン	0.008	2桁	小数点以下3位
テトラクロロエチレン	0.002	2桁	小数点以下3位
ジクロロメタン	0.002	2桁	小数点以下3位
四塩化炭素	0.0002	2桁	小数点以下4位
1,2-ジクロロエタン	0.0004	2桁	小数点以下4位
1,1-ジクロロエチレン	0.002	2桁	小数点以下3位
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	2桁	小数点以下3位
1,1,1-トリクロロエタン	0.03	2桁	小数点以下2位
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	2桁	小数点以下4位
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	2桁	小数点以下4位
チウラム	0.0006	2桁	小数点以下4位
シマジン	0.0003	2桁	小数点以下4位
チオベンカルブ	0.002	2桁	小数点以下3位
ベンゼン	0.001	2桁	小数点以下3位
セレン	0.001	2桁	小数点以下3位
ほう素	0.01	2桁	小数点以下2位
ふっ素	0.1	2桁	小数点以下1位
1,4-ジオキサン	0.005	2桁	小数点以下3位
pH	－	全桁	小数点以下1位
BOD	0.1	3桁	小数点以下1位
COD	0.1	3桁	小数点以下1位
SS	1	3桁	整数
大腸菌群数	0	2桁	整数
全窒素	0.1	3桁	小数点以下1位
全りん	0.01	3桁	小数点以下2位
ヘキサン抽出物質	0.5	2桁	小数点以下1位
フェノール類	0.02	2桁	小数点以下2位
銅	0.02	2桁	小数点以下2位
亜鉛	0.02	2桁	小数点以下2位
溶解性鉄	0.08	2桁	小数点以下2位
溶解性マンガン	0.01	2桁	小数点以下2位
全クロム	0.03	2桁	小数点以下2位
ニッケル	0.05	2桁	小数点以下2位

赤字－修正箇所

新		旧	
別添7 管渠下水水質の分析 分析方法一覧表		別添7 管渠下水水質の分析 分析方法一覧表	
分析項目	分析方 法	分析項目	分析方 法
pH	JIS K0102.12.1	pH	JIS K0102.12.1
BOD	JIS K0102.21	BOD	JIS K0102.21又は下水 2.1.21.1
SS	告示第59号付表9	SS	告示第59号付表9
ヘキサン抽出物質	告示第64号付表4又は下水 2.1.40	ヘキサン抽出物質	告示第64号付表4又は下水 2.1.40
全窒素	JIS K0102.45.1、45.2又は45.6 (45の備考3を除く。)	全窒素	JIS K0102.45.1、45.2、45.6又は下水 2.1.29
アンモニア性窒素	JIS K0102.42.2、42.3、42.5又は42.6	アンモニア性窒素	JIS K0102.45.2、42.3、42.5又は42.6
亜硝酸性窒素	JIS K0102.43.1	亜硝酸性窒素	JIS K0102.43.1
硝酸性窒素	JIS K0102.43.2.5又は43.2.6	硝酸性窒素	JIS K0102.43.2.5又は43.2.6
全りん	JIS K0102.46.3 (46の備考9を除く。)	全りん	JIS K0102.46.3又は下水 2.1.30.3
よう素消費量	下水 2.1.35	よう素消費量	下水 2.1.35
硫酸イオン	下水 2.1.32.4	硫酸イオン	下水 2.1.32.4
フェノール類	JIS K0102.28.1 (28の備考2及び備考3並びに28.1.3のただし書以降を除く。)	フェノール類	JIS K0102.28.1
銅	JIS K0102.52.2、52.3、52.4又は52.5	銅	JIS K0102.52.2～5
亜鉛	JIS K0102.53	亜鉛	JIS K0102.53
溶解性鉄	JIS K0102.57.2、57.3又は57.4	溶解性鉄	JIS K0102.57.2～4
溶解性マンガン	JIS K0102.56.2、56.3、56.4又は56.5	溶解性マンガン	JIS K0102.56.2～5
全クロム	JIS K0102.65.1	全クロム	JIS K0102.65.1
ニッケル	JIS K0102.59.2、59.3又は59.4	ニッケル	JIS K0102.59.2～4
カドミウム	JIS K0102.55 (ただし、55.1はJIS K0102.55の備考1に定める操作を行う。)	カドミウム	JIS K0102.55 (ただし、55.1はJIS K0102.55の備考1に定める操作を行う。)
シアン	JIS K0102.38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5又は告示59号付表1	シアン	JIS K0102.38.1及び38.2、38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5
有機りん	告示第64号付表1	有機りん	告示第64号付表1
鉛	JIS K0102.54 (ただし、54.1はJIS K0102.54の備考1に定める操作を、54.3はJIS K0102.52の備考9に定める操作を行うものとする。)	鉛	JIS K0102.54 (ただし、55.1はJIS K0102.55の備考1に定める操作を、54.3はJIS K0102.52の備考9に定める操作を行うものとする。)
六価クロム	JIS K0102.65.2.1(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものは、JIS K0102.65の備考11のb)の1)から3)まで及び65.1)又は65.2.6(ただし、塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、JIS K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)	六価クロム	JIS K0102.65.2.1 (着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものは、JIS K0102.65の備考11のb)の1)から3)まで及び65.1)又は65.2.6 (ただし、塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、JIS K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)
ひ素	JIS K0102.61	ひ素	JIS K0102.61
総水銀	告示第59号付表2	総水銀	告示第59号付表1
アルキル水銀	告示第59号付表3及び告示第64号付表3	アルキル水銀	告示第59号付表2及び告示第64号付表3
PCB	告示第59号付表4又はJIS K0093	PCB	告示第59号付表3又はJIS K0093
トリクロロエチレン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5	トリクロロエチレン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン		テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	ジクロロメタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
四塩化炭素	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5	四塩化炭素	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	1,2-ジクロロエタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
1,1-ジクロロエチレン		1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン	
		1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1

赤字—修正箇所

新		旧	
分析項目	分析方 法	分析項目	分析方 法
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	チウラム	告示第59号付表 4
チウラム	告示第59号付表5	シマジン	告示第59号付表 5 第1又は第2
シマジン	告示第59号付表6第1又は第2	チオベンカルブ	
チオベンカルブ		ベンゼン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2
ベンゼン	JIS K0125.5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2	セレン	JIS K0102.67
セレン	JIS K0102.67	ほう素	JIS K0102.47
ほう素	JIS K0102.47	ふっ素	JIS K0102.34.1、34.2若しくは34.4又は34.1C) (注(6)第3文を除く。)及び告示第59号付表6
ふっ素	JIS K0102.34.1 (34備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は34.1.1C) (注(2)第3文及び34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示第59号付表7	1,4-ジオキサン	告示第59号付表7
1,4-ジオキサン	告示第59号付表8	注：分析方法の欄において使用した略号は、次のものを示す。 「告示第59号」 昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」 「告示第64号」 昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」 「下水」 下水試験方法 (2012年版)	
注：分析方法の欄において使用した略号は、次のものを示す。 「告示第59号」 昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」 「告示第64号」 昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」 「下水」 下水試験方法 (2012年版)		※ 試料の取扱い、前処理等については、JIS等に従うこと。	
※ 試料の取扱い、前処理等については、JIS等に従うこと。			

赤字――修正箇所

新

別添9 沈砂・し渣及び脱水ケーキ等の分析 分析項目等一覧表

試料名		沈砂	し渣	脱水 ケーキ	乾燥 汚泥	脱硫剤
調査回数		1回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/年
分析項目	溶出試験					
	アルキル水銀化合物	○	○	○	○	○
	水銀又はその化合物	○	○	○	○	○
	カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○
	鉛又はその化合物	○	○	○	○	○
	有機りん化合物	○	○	○	○	○
	六価クロム化合物	○	○	○	○	○
	ひ素又はその化合物	○	○	○	○	○
	シアン化合物	○	○	○	○	○
	PCB	○	○	○	○	○
	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○
	ジクロロメタン	○	○	○	○	○
	四塩化炭素	○	○	○	○	○
	1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○
	1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○
	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○
	1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○
	チウラム	○	○	○	○	○
	シマジン	○	○	○	○	○
	チオベンカルブ	○	○	○	○	○
	ベンゼン	○	○	○	○	○
	セレン又はその化合物	○	○	○	○	○
	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○
	含有量試験	カドミウム			○	○
鉛				○	○	
ひ素				○	○	
セレン				○	○	
総水銀		○	○	○	○	
全クロム				○	○	
ニッケル				○	○	
ダイオキシン類			○	○		

旧

別添9 沈砂・し渣及び脱水ケーキ等の分析 分析項目等一覧表

試料名		沈砂	し渣	脱水 ケーキ	乾燥 汚泥	脱硫剤
調査回数		1回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/年
分析項目	溶出試験					
	アルキル水銀化合物	○	○	○	○	○
	水銀又はその化合物	○	○	○	○	○
	カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○
	鉛又はその化合物	○	○	○	○	○
	有機りん化合物	○	○	○	○	○
	六価クロム化合物	○	○	○	○	○
	ひ素又はその化合物	○	○	○	○	○
	シアン化合物	○	○	○	○	○
	PCB	○	○	○	○	○
	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○
	ジクロロメタン	○	○	○	○	○
	四塩化炭素	○	○	○	○	○
	1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○
	1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○
	シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○
	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○
	1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○
	1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○
	チウラム	○	○	○	○	○
	シマジン	○	○	○	○	○
	チオベンカルブ	○	○	○	○	○
	ベンゼン	○	○	○	○	○
	セレン又はその化合物	○	○	○	○	○
	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○
	含有量試験	カドミウム			○	○
鉛				○	○	
ひ素				○	○	
セレン				○	○	
総水銀				○	○	
全クロム				○	○	
ニッケル			○	○		

赤字 -- 修正箇所

新		旧	
別添10 沈砂・し渣及び脱水ケーキ等の分析 分析方法一覧表 ◎溶出試験		別添10 沈砂・し渣及び脱水ケーキ等の分析 分析方法一覧表 ◎溶出試験	
分析項目	分析方法	分析項目	分析方法
アルキル水銀化合物	告示第59号付表3及び告示第64号付表3	アルキル水銀化合物	告示第59号付表2及び告示第64号付表3
水銀又はその化合物	告示第59号付表2	水銀又はその化合物	告示第59号付表1
カドミウム又はその化合物	JIS K0102(2008).55	カドミウム又はその化合物	JIS K0102(2008).55
鉛又はその化合物	JIS K0102(2008).54	鉛又はその化合物	JIS K0102(2008).54
有機りん化合物	告示第64号付表1又はJIS K0102(2008).31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、告示第64号付表2)	有機りん化合物	告示第64号付表1又はJIS K0102(2008).38.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、告示第64号付表2)
六価クロム化合物	JIS K0102(2008).65.2	六価クロム化合物	JIS K0102(2008).65.2
ひ素又はその化合物	JIS K0102(2008).61	ひ素又はその化合物	JIS K0102(2008).61
シアン化合物	JIS K0102(2008).38(38.1.1を除く)	シアン化合物	JIS K0102(2008).38(38.1.1を除く)
PCB	告示第59号付表4又はJIS K0093(2006)	PCB	告示第59号付表3又はJIS K0093(2006)
トリクロロエチレン	告示第13号別表第2又はJIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1	トリクロロエチレン	告示第13号別表第2又はJIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1
テトラクロロエチレン		テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	JIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	ジクロロメタン	JIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
四塩化炭素	告示第13号別表第2又はJIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1	四塩化炭素	告示第13号別表第2又はJIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	1,2-ジクロロエタン	JIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
1,1-ジクロロエチレン		1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン		シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	告示第13号別表第2又はJIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1	1,1,1-トリクロロエタン	告示第13号別表第2又はJIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1
1,1,2-トリクロロエタン		1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1	1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1
チウラム	告示第59号付表5	チウラム	告示第59号付表4
シマジン	告示第59号付表6	シマジン	告示第59号付表5
チオベンカルブ		チオベンカルブ	
ベンゼン	JIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2	ベンゼン	JIS K0125(1995).5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2
セレン又はその化合物	JIS K0102(2008).67	セレン又はその化合物	JIS K0102(2008).67
1,4-ジオキサン	告示第59号付表8	1,4-ジオキサン	告示第59号付表7
◎含有量試験		◎含有量試験	
分析項目	分析方法	分析項目	分析方法
カドミウム	肥料分析法5.6、7.5	カドミウム	肥料分析法5.6、7.5
鉛	肥料分析法5.19、7.5	鉛	肥料分析法5.19、7.5
ひ素	肥料分析法5.24.2	ひ素	肥料分析法5.24.2
セレン	水素化物発生原子吸光法又は水素化物発生ICP法	セレン	水素化物発生原子吸光法又は水素化物発生ICP法
総水銀	底質調査法	総水銀	肥料分析法5.12.1
全クロム	肥料分析法5.8、7.5	全クロム	肥料分析法5.8、7.5
ニッケル	肥料分析法5.21、7.5	ニッケル	肥料分析法5.21、7.5
ダイオキシン類	告示第192号		
注：分析方法の欄において使用した略号は、次のものを示す。 「告示第59号」 昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」 「告示第64号」 昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」 「告示第13号」 昭和48年2月17日環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」 「肥料分析法」 農林水産省農業環境技術研究所法(1992年版) 「告示第192号」 「告示第192号」平成4年7月厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」		注：分析方法の欄において使用した略号は、次のものを示す。 「告示第59号」 昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」 「告示第64号」 昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」 「告示第13号」 昭和48年2月17日環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」 「肥料分析法」 農林水産省農業環境技術研究所法(1992年版)	
※：試料の取扱い、前処理等については、昭和48年2月17日環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」及びJIS等に従うこと。		※：試料の取扱い、前処理等については、昭和48年2月17日環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」及びJIS等に従うこと。	

赤字—修正箇所

新

別添11 沈砂・し渣及び脱水ケーキ等の分析 数値の取扱い方法

◎溶出試験

分析項目	単位	定量下限	有効数字	報告最小位
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005	2桁	小数点以下4位
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005	2桁	小数点以下4位
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.003	2桁	小数点以下3位
鉛又はその化合物	mg/L	0.01	2桁	小数点以下2位
有機りん化合物	mg/L	0.01	2桁	小数点以下2位
六価クロム化合物	mg/L	0.04	2桁	小数点以下2位
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01	2桁	小数点以下2位
シアン化合物	mg/L	0.1	2桁	小数点以下1位
PCB	mg/L	0.0005	2桁	小数点以下4位
トリクロロエチレン	mg/L	0.008	2桁	小数点以下3位
テトラクロロエチレン	mg/L	0.002	2桁	小数点以下3位
ジクロロメタン	mg/L	0.002	2桁	小数点以下3位
四塩化炭素	mg/L	0.0002	2桁	小数点以下4位
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004	2桁	小数点以下4位
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	2桁	小数点以下3位
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	2桁	小数点以下3位
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03	2桁	小数点以下2位
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006	2桁	小数点以下4位
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002	2桁	小数点以下4位
チウラム	mg/L	0.0006	2桁	小数点以下4位
シマジン	mg/L	0.0003	2桁	小数点以下4位
チオベンカルブ	mg/L	0.002	2桁	小数点以下3位
ベンゼン	mg/L	0.001	2桁	小数点以下3位
セレン又はその化合物	mg/L	0.001	2桁	小数点以下3位
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	2桁	小数点以下3位

◎含有量試験

分析項目	単位	定量下限	有効数字	報告最小位
カドミウム	mg/kg	0.05	2桁	小数点以下2位
鉛	mg/kg	0.5	2桁	小数点以下1位
ひ素	mg/kg	0.5	2桁	小数点以下1位
セレン	mg/kg	0.1	2桁	小数点以下1位
総水銀	mg/kg	0.01	2桁	小数点以下2位
全クロム	mg/kg	0.5	2桁	小数点以下1位
ニッケル	mg/kg	0.5	2桁	小数点以下1位
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	0.0000001	2桁	小数点以下7位

注：含有量試験の結果は、摂氏百度で5時間乾燥した試験重量に対する各項目の重量で示すこと。

ただし、ダイオキシン類の含有量試験の結果は、105～110℃で2時間乾燥した試験重量に対する重量で示すこと。
含有量試験の総水銀については、乾重量と湿重量の各々の重量で報告すること。

赤字――修正箇所

旧

別添11 沈砂・し渣及び脱水ケーキ等の分析 数値の取扱い方法

◎溶出試験

分析項目	単位	定量下限	有効数字	報告最小位
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005	2桁	小数点以下4位
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005	2桁	小数点以下4位
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.003	2桁	小数点以下3位
鉛又はその化合物	mg/L	0.01	2桁	小数点以下2位
有機りん化合物	mg/L	0.01	2桁	小数点以下2位
六価クロム化合物	mg/L	0.04	2桁	小数点以下2位
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01	2桁	小数点以下2位
シアン化合物	mg/L	0.1	2桁	小数点以下1位
PCB	mg/L	0.0005	2桁	小数点以下4位
トリクロロエチレン	mg/L	0.008	2桁	小数点以下3位
テトラクロロエチレン	mg/L	0.002	2桁	小数点以下3位
ジクロロメタン	mg/L	0.002	2桁	小数点以下3位
四塩化炭素	mg/L	0.0002	2桁	小数点以下4位
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004	2桁	小数点以下4位
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	2桁	小数点以下3位
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	2桁	小数点以下3位
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03	2桁	小数点以下2位
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006	2桁	小数点以下4位
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002	2桁	小数点以下4位
チウラム	mg/L	0.0006	2桁	小数点以下4位
シマジン	mg/L	0.0003	2桁	小数点以下4位
チオベンカルブ	mg/L	0.002	2桁	小数点以下3位
ベンゼン	mg/L	0.001	2桁	小数点以下3位
セレン又はその化合物	mg/L	0.001	2桁	小数点以下3位
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005	2桁	小数点以下3位

◎含有量試験

分析項目	単位	定量下限	有効数字	報告最小位
カドミウム	mg/kg	0.05	2桁	小数点以下2位
鉛	mg/kg	0.5	2桁	小数点以下1位
ひ素	mg/kg	0.5	2桁	小数点以下1位
セレン	mg/kg	0.1	2桁	小数点以下1位
総水銀	mg/kg	0.01	2桁	小数点以下2位
全クロム	mg/kg	0.5	2桁	小数点以下1位
ニッケル	mg/kg	0.5	2桁	小数点以下1位

注：含有量試験の結果は、摂氏百度で5時間乾燥した試験重量に対する各項目の重量で示すこと。

新		旧	
別添18 井水水質の分析 分析項目及び分析方法一覧		別添18 井水水質の分析 分析項目及び分析方法一覧	
分析項目	分析方法	分析項目	分析方法
pH	JIS K0102.12.1	pH	JIS K0102.12.1
COD	JIS K0102.17	COD	JIS K0102.17
浮遊物質	告示第59号付表9	浮遊物質	告示第59号付表9
DO	JIS K0102.32又は下水2.1.19	DO	JIS K0102.32又は下水2.1.19
T-N	JIS K0102.45.1、45.2又は45.6 (45の備考3を除く。)	T-N	JIS K0102.45.1、45.2又は45.6
電気伝導度	JIS K0102.13	電気伝導度	JIS K0102.13
ひ素	JIS K0102.61	ひ素	JIS K0102.61
亜鉛	JIS K0102.53	亜鉛	JIS K0102.53
銅	JIS K0102.52.2、52.3、52.4又は52.5	銅	JIS K0102.52.2、52.3、52.4又は52.5
カドミウム	JIS K0102.55 (ただし、55.1はJIS K0102.55の備考1に定める操作を行う。)	カドミウム	JIS K0102.55 (ただし、55.1はJIS K0102.55の備考1に定める操作を行う。)
鉛	JIS K0102.54 (ただし、54.1はJIS K0102.54の備考1に定める操作を、54.3はJIS K0102.52の備考9に定める操作を行うものとする。)	鉛	JIS K0102.54 (ただし、54.1はJIS K0102.54の備考1に定める操作を、54.3はJIS K0102.52の備考9に定める操作を行うものとする。)
六価クロム	JIS K0102.65.2.1 (着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものは、JIS K0102.65の備考11のb)の1)から3)まで及び65.1)又は65.2.6 (ただし、塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)	六価クロム	JIS K0102.65.2.1 (着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものは、JIS K0102.65の備考11のb)の1)から3)まで及び65.1)又は65.2.6 (ただし、塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)
シアン	JIS K0102.38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は告示59号付表1	シアン	JIS K0102.38.1.2及び38.2、38.1.2及び38.3 又は38.1.2及び38.5
アルキル水銀	告示第59号付表3及び告示第64号付表3	アルキル水銀	告示第59号付表2及び告示第64号付表3
有機りん	告示第64号付表1	有機りん	告示第64号付表1
溶解性鉄	JIS K0102.57.2、57.3又は57.4	溶解性鉄	JIS K0102.57.2、57.3又は57.4
溶解性マンガン	JIS K0102.56.2、56.3、56.4又は56.5	溶解性マンガン	JIS K0102.56.2、56.3、56.4又は56.5
注：分析方法の欄において使用した略号は、次のものを示す。 「告示第59号」昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」 「告示第64号」昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」 「下水」 下水試験方法 (2012年版)		注：分析方法の欄において使用した略号は、次のものを示す。 「告示第59号」昭和46年12月28日環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」 「告示第64号」昭和49年9月30日環境庁告示第64号「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」 「下水」 下水試験方法 (2012年版)	
※：試料の取扱い、前処理等については、JIS等に従うこと。		※：試料の取扱い、前処理等については、JIS等に従うこと。	

赤字 -- 修正箇所